

# 茶の害虫「チャトゲコナジラミ」の防除対策支援

■ 東讃管内茶生産農家 ■

（東讃農業改良普及センター 井之川育篤）

## ●対象の概要

東讃管内の茶は、古くより高松市塩江町上西地区や植田地区において栽培されており、昭和52年には両産地合わせて93haまで拡大していたが、その後の荒茶単価の低迷や緑茶消費量の減少、栽培者の高齢化、後継者不足などにより栽培面積は8ha余まで減少している。

## ●課題を取り上げた理由

茶の害虫チャトゲコナジラミは、ツバキ科植物に寄生する海外からの侵入害虫である。本害虫が多発した場合は、すす病を誘発し茶樹の光合成能力を低下させるほか、摘採時に成虫が乱舞し作業者に不快感を与えるなど作業能率の低下を招くなどの問題を引き起こす。

国内では平成16年に京都府で初めてその発生が認められて以降、全国の茶産地において確認されており、本県では平成23年に高松市植田地区や塩江町上西地区の一部、まんのう町全域の茶畑で確認されている。

しかしながら、その後、県内において発生地区がどこまで拡大しているか、また、管内の発生消長については把握できていない。

そこで、現時点での管内の発生状況を確認・把握するとともに、生産者や関係機関に情報提供することにより、害虫防除対策の支援を図ることとした。

## ●普及活動の経過

### 1 発生エリアの把握

平成23年に発生地区を調査した時点では、管内の極一部の茶畑のみでその発生が確認された程度であったが、5年経過していることから、平成28年にあらためて管内茶畑を確認することとした。

### 2 発生消長の確認

管内の茶畑は、標高50m前後の丘陵地に位置する植田地区や標高300m～800mの山間地に位置する上西地区にその産地が分かれており、その発生消長は、他の害虫同様、異なることが想定される。

そこで、地区ごとの発生消長を把握するために、チャトゲコナジラミの成虫を捕殺する粘着トラップ「ホリバー（黄色）」を茶株裾部の地面から30cm程度の高さに設置し、捕殺状況を確認することとした。設置場所は、植田地区で2か所、上西地区で1か所の計3か所で行い、1か所につき1反復とした。

調査期間は、平成28、29年の2年間実施することとし、調査時期は、4月～12月の9か月間、週1回ペース（発生ピーク時は週2回）で捕殺状況を確認することとした。



粘着トラップ板設置状況



葉裏に寄生するチャトゲコナジラミ幼虫

## ●普及活動の成果

### 1 発生エリアの把握

平成28年に発生地区を確認したところ、平成23年には確認されなかった地区においてもチャトゲコナジラミの成虫が捕殺されたことから、管内全域の茶畑において発生が確認された。(表1, 図1, 2)

表1 チャトゲコナジラミ発生地区  
(高松市植田地区)

年度	発生地区(集落)	未発生地区(集落)
H23	大糸	惣天満、浦山
H28	大糸、惣天満 浦山	—

(高松市塩江町上西地区)

年度	発生地区(集落)	未発生地区(集落)
H23	焼堂	細井、別子、小出川、 真名屋敷
H28	焼堂、細井、別子、 小出川、真名屋敷	—

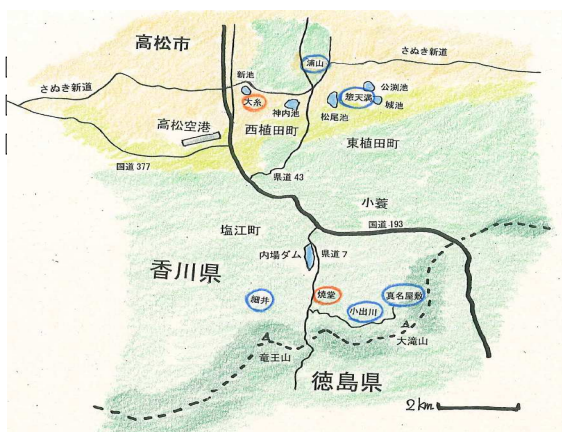


図1 H23管内チャトゲコナジラミ発生地区

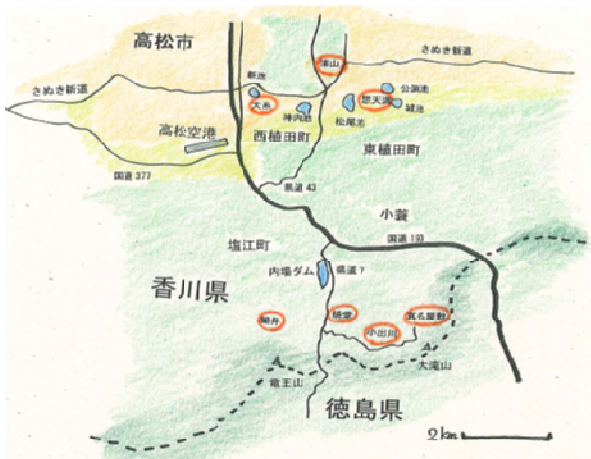
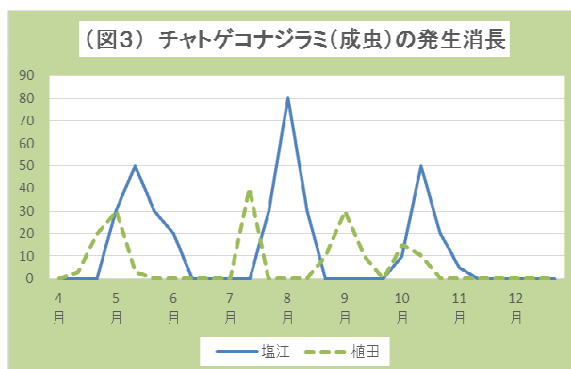


図2 H28管内チャトゲコナジラミ発生地区

※発生地区を赤○、未発生地区を青○で表示

### 2 発生消長の確認

平成28年度から2年間、各産地の茶畑に粘着トラップを設置し、チャトゲコナジラミの発生消長を確認した結果、平野部の植田地区においては年4回、山間地の上西地区においては年3回の発生が確認された。香川県農試満濃試験地での調査結果(H27~28)や農林水産省の防除マニュアルにおいても年3~4回の発生が確認されており、同様の結果が得られた。(図3)



※縦軸の数値はトラップ板 25 cm<sup>2</sup>当たり捕獲虫数



粘着トラップ板に捕殺されたチャトゲコナジラミ

## ●今後の普及活動の課題

チャトゲコナジラミの発生については、最初の確認から6年以上経過しており、茶畑内での発生状況も侵入後数年経過し、多発期から低密度収束・安定期に移行していると思われる。しかしながら、本害虫の根絶は極めて困難であることから、寄生葉の除去や他の害虫も含めての総合的な防除が必要である。

現在、茶の栽培指導は農業試験場が行っていることから、農試への情報提供などを行いながら、防除対策の支援を行っていく必要がある。